

3. 工事施工後の表示、記録の保存

特定液化石油ガス設備工事事業者は、規則第115条に係る工事をしたときは、工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい箇所に次の事項を記載した表示を容易に離脱しない方法でしなければなりません。(法第38条の11、規則第115条～第117条)

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称
- ② 施工年月日又は工事番号
- ③ 連絡先

〈解釈〉規則第115条に係る工事

1. 1の供給設備から2以上の消費世帯（消費世帯の数はガスメーターの数で数える。）に供給するための供給設備の設置又は変更（供給管の変更を伴うものに限る。）に係るもの
2. 1の消費世帯においてガスメーターと1の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において4m以上（立上り部含む。）となる消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴うものに限る。）に係るもの

図1 施工後の表示に該当する設備工事

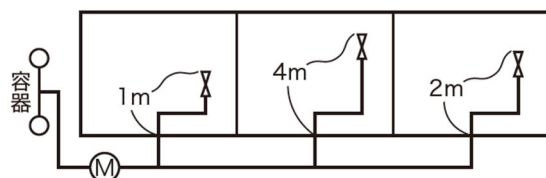
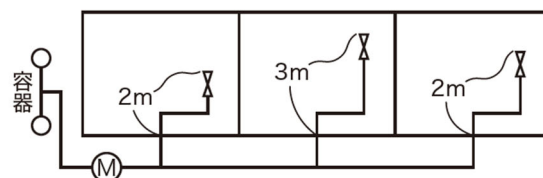


図2 施工後の表示に該当しない設備工事



また、次の事項に関する記録を作成し、当該記録と工事に係る配管図面を工事をした事業所において5年間保存しなければなりません。(法第38条の12、規則第118条～119条)

- ① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日
- ③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- ④ 施工後の気密試験の結果

〈解釈〉1.表示項目の「連絡先」とは、住所及び電話番号をいいます。

2.「容易に離脱しない方法」とは、次の方法によります

- イ 障壁等平面な箇所に取り付けの場合は釘打ち又はハンダ付け等で固定、供給管又は配管に取り付ける場合は針金等で固定して取り付けます。
- ロ シール等により表示を行う場合は、貼付場所が円滑であり、シールの密着性を確保できるようにします。

3.記録、図面は、施工工事の日付順にファイルする等関係者等からの閲覧又は謄写の申出に応じられるよう整理して保存します。

【罰則】法第38条の11の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第3号)

法第38条の12第1項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかった者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第4号)

4. 器具の備付け

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに自記圧力計を備えなければなりません。
(法第38条の13、規則第120条)



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計

【罰則】 第38条の13の規定に違反して器具を備えなかった者 = 30万円以下の罰金に処する。
(法第100条第5号)

5. 特定工事

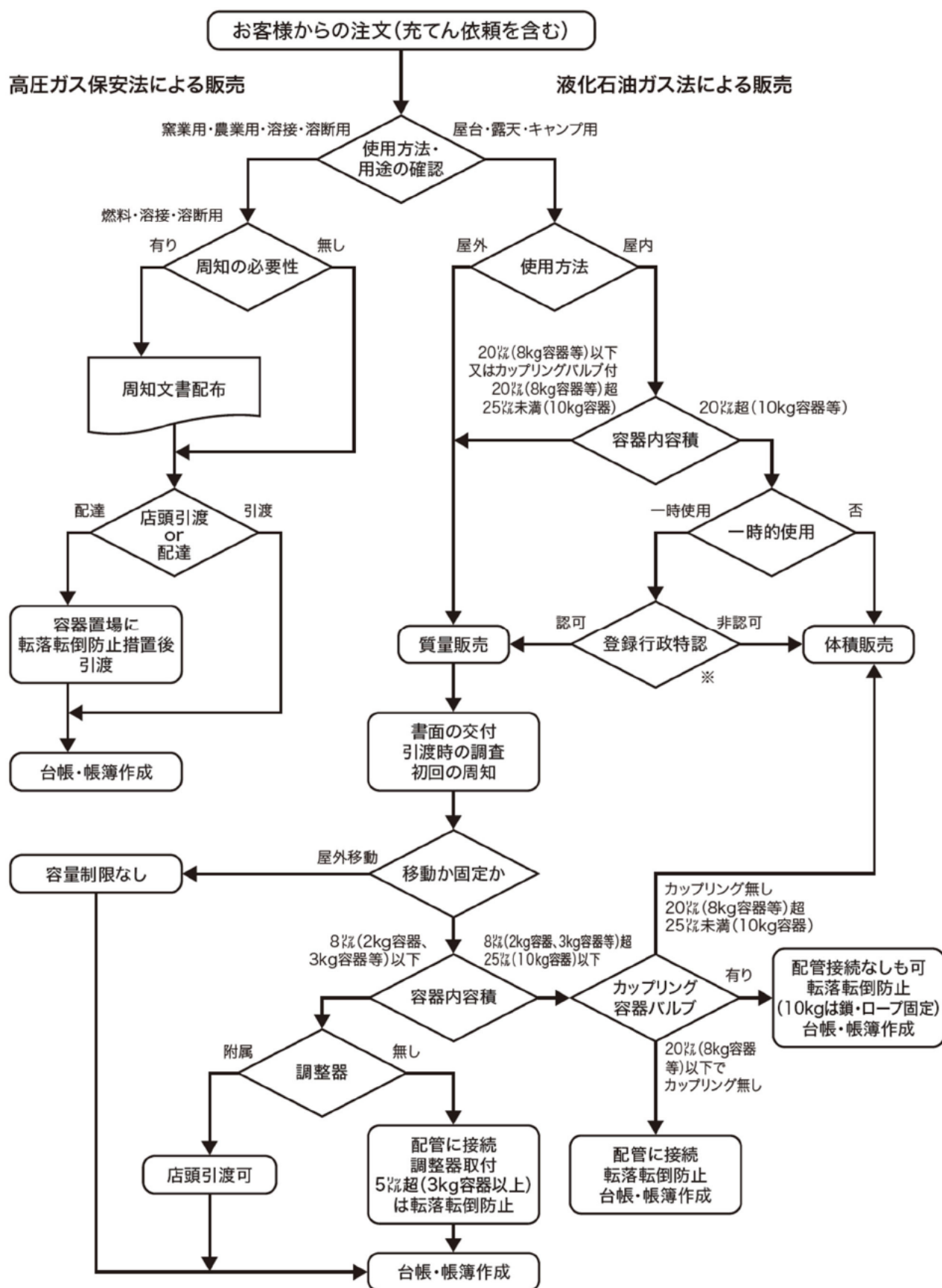
- (1) 特定ガス消費機器の設置又は変更の工事を施工するときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が自ら行つか、又は実地に監督しなければなりません。(特監法第3条)
- (2) 特定ガス消費機器の設置工事又は変更工事を行った場合には、工事終了後、正しい施工が行われたことを確認し、「特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先」、「ガス消費機器設置工事監督者（液化石油ガス設備士）の氏名及び資格証の番号」及び「施工内容及び施工年月日」を記載した表示ラベルを当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に貼付しなければなりません。(特監法第6条)
- (3) 特定工事において燃焼器交換時の場合には、既存の排気筒が技術上の基準に適合していることを確認した上で、表示ラベルの施工内容欄に「機器交換」と明記し、既に貼付されている表示ラベルに重ならない位置に新たに貼付します。
- (4) 特定工事に係る詳細は、巻末の参考資料「特監法のあらまし」を参照してください。

参 考 資 料

1. 質量販売時の注意事項等のフローチャート	52
2. バルク貯槽及び附属機器等の検査	53
3. 特監法のあらまし	56
4. ガス機器の設置工事における資格について	59
5. パンフレット	62



質量販売時の注意事項等のフローチャート



平成25年度保安講習会資料（日本液化石油ガス協議会、（一社）全国LPガス協会）より引用

※販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合等



参考 バルク貯槽及び附属機器等の検査

L Pガス販売事業者等は、バルク貯槽及び附属機器等（バルク容器の機器^{注1)}を含む。以下同じ。）についてバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（以下「バルク告示」という。）に定めるところにより定期的に検査（以下「告示検査」という。）を行わなければなりません。（液石法施行規則第16条第22号及び第23号）

なお、バルク容器本体及びその附属品^{注2)}については、高圧ガス保安法に基づき容器再検査及び附属品再検査を行う必要があります。

注1) バルク容器の機器とは、液面計、過充てん防止装置、カップリング用液流出防止装置、液取入弁、ガス取出弁、液取出弁、均圧弁、安全弁元弁^(*)、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積4,000 L未満）、カップリングをいいます。なお、バルク容器の機器の告示検査は、附属機器と同様にバルク告示第1条第2項に定めるとおり実施します。

*) 安全弁元弁は、法令上、附属機器に含まれないが、安全管理上は附属機器と同様に取り扱うべきことから、「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）」においては、附属機器に含めている。

注2) バルク容器の附属品とは、バルブ、安全弁、緊急遮断装置（内容積4,000 L以上）をいいます。

1. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査

[経過年数＝製造の日からの経過年数]

検査対象	頻度	検査項目	適用条項
バルク貯槽本体	経過年数20年以下：20年 経過年数20年超え：5年	●外観検査 ・目視(外面及び内面)^{注3)} ・非破壊検査(外面又は内面)^{注4)} ・鋼板の厚さ測定 ●耐圧試験^{注5)} ●気密試験^{注6)}	バルク告示第1条第1項
安全弁	5年（検査を受けたことの無いものにあつては製造の日から5年）	●外観検査 ・目視(外面及び内面) ・非破壊検査 ・鋼板の厚さ測定	バルク告示第1条第2項
安全弁以外の附属機器及びバルク容器の機器	経過年数20年以下：20年 経過年数20年超え：5年		

注3) 内面検査については、以下の①②の全てを満たしている場合は除きます。

- ①バルク貯槽の検査に合格したもので、当該検査の日以降、気密性を保持しているもの
- ②経過年数が35年以下のもの

注4) 非破壊検査については、以下の①～④の全てを満たしている場合は除きます。

- ①非破壊検査による確認を経てバルク貯槽の検査に合格したもの
- ②上記①の検査の日から起算して15年以内であること
- ③経過年数が35年以下であると
- ④目視検査により、外面に欠陥がないことが確認されていること

注5) 耐圧試験については、以下のA)またはB)のいずれかに該当する場合を除きます。

- A) 非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合
- B) 注4)の条件を満たし、非破壊検査による確認を要しない場合

注6) 常用圧力以上の圧力による気密試験については、以下の①～③の全てを満たしている場合は除きます。

- ①バルク貯槽の検査に合格したものであること
- ②経過年数が35年以下であること
- ③上記①の検査の日以降、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態における圧力において気密性を保持していること

2. 告示検査に向けた体制準備

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査に向けた体制準備については、平成29年度に経済産業省から発出された液化石油ガス販売事業者等保安対策指針において、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、液化石油ガス法施行規則、告示及び高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手するよう、L P ガス販売事業者等に対して要請が行われました。

3. 告示検査に係る法令等の改正又は制定に関する動向

平成21年度から平成24年度にかけて行われた経済産業省の委託調査研究において、保安確保を前提として合理的に告示検査を行う際の現行法令上の課題等が取りまとめられました。これを踏まえて、次の①、②及び③に掲げるとおり、液石法の省令及び告示が改正（平成26年6月4日公布）され、平成26年10月22日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令関係の基本通達（20140901商局第3号）が改正されました。

また平成31年度から令和2年度にかけて行われた経済産業省の委託調査研究において、製造後の経過年数が20年を超えるバルク貯槽の検査方法の課題等が取りまとめられました。これを踏まえて④に掲げるとおり、液石法の告示が改正（令和4年12月28日公布）されました。

L P ガス販売事業者等は、これらの内容を把握した上で、告示検査の計画策定及び準備に着手することとなります。

- ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年経済産業省令第31号）（平成26年9月1日施行）

【改正の概要】

改正：作業計画の作成及び作業責任者の指名等、告示検査の記録及びその保存

新設：特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例、液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例

- ② バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年経済産業省告示第128号）（平成26年9月1日施行）

【改正の概要】

改正：内面について行う非破壊検査、その他の技術的修正

新設：告示検査に合格したバルク貯槽又は附属機器の表示

- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）（平成26年10月22日施行）

【改正の概要】

新設：・告示検査を行うにあたっては、高圧ガス保安協会規格（KHK技術基準）を用いて行うこと。

・貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だって仮設供給設備を設置できること。

・告示検査の記録の保存期間

- ④ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和4年経済産業省告示第212号）（令和4年12月28日施行）

【改正の概要】

改正：製造後の経過年数が20年を超えるバルク貯槽の検査の方法を規定

新設：初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後35年以下における非破壊検査、内面
目視検査の省略等

4. 告示検査の実施手順

高圧ガス保安協会では、経済産業省の要請に基づき、告示検査及び告示検査を行う前に必ず実施しなければならない作業の具体的な実施手順として、次の3つの高圧ガス保安協会規格（KHK技術基準）を平成26年2月に制定し、平成27年2月にその後の法令改正に伴い、当該法令改正内容等を踏まえた改訂をいたしました。

これら3つの基準は、この告示検査が保安確保の上、円滑かつ確実に行われるよう、具体的な検査方法や判断基準等を規定したものとなっています。

- ①バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHK S0745）
- ②附属機器等の告示検査に関する基準（KHK S0746）
- ③バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHK S0841）

なお、「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHK S0841）」では、告示検査の期限対応などに伴うバルク貯槽の移送について、設置先でのバルク貯槽内のLPガス回収が困難な場合等であって、LPガスが充てんされたままのバルク貯槽をLPガスが安全に回収できる場所まで移送する場合の方法等について規定した「LPガスバルク貯槽移送基準（KHK S0840）」を基準中の多くの箇所で準用しているため、告示検査前作業を確実にを行うには当該基準も必要になります。



参考 特監法のあらまし

1. 特監法の概要

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年5月10日法律第33号 以下「特監法」という。）において特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者（特定工事事業者）は、その工事を行うとき、「ガス消費機器設置工事監督者」の資格を有する者（液化石油ガス設備士等）に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督若しくは自ら工事を行い、工事終了後に所定の表示をすることと定められています。

表1 特定ガス消費機器

半密閉式 および密閉式	ガスふろがま
	ガス瞬間湯沸器12kWを超えるもの
	その他の湯沸器7kWを超えるもの
当該機器の排気筒および排気筒に接続される排気扇	

表2 ガス消費機器設置工事監督者の資格(特監法第4条第1項)

資格の種類	資格の根拠等
講習修了資格者	(一財)日本ガス機器検査協会が実施する資格講習
液化石油ガス設備士	液化石油ガス法第38条の4
経済産業大臣認定者	(一財)日本ガス機器検査協会が実施する認定講習

2. 特定工事

特定工事とは、特監法の対象となる燃焼器（給排気設備を含む）の設置および変更工事（燃焼器の取替え工事も含む）をいい、軽微な工事（屋外設置や排気筒等の変更工事及び燃焼器の変更工事）は除外されています。（詳細は、次表参照）

表3 特定工事の内容

燃焼器を設置する場所	工 事 内 容	特定工事	表示ラベル
屋 内	燃焼器・給排気設備の同時設置	対 象	要
	燃焼器の交換	対 象	要
	排気設備（排気筒等）の交換	対 象	要
	燃焼器の修理・調整*1	対象外	不 要
屋 外	給排気管・排気筒を屋内に設置する場合*2*3	対 象	要
	給排気管・排気筒を設置しないかまたは、給排気管・排気筒を屋外に設置する場合	対象外	不 要

*1 ガスの消費量の増加、位置の変更、告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないものに限る。

*2 屋外設置専用機器の排気筒は、屋内に設置してはならない。

*3 軽微な工事については、特監法施行規則第2条を参照。

これら特定工事施工完了後は、引渡し前に燃焼器および給排気設備が正しく作動することを監督者自身の眼で確認する必要があります。例えば給排気設備と燃焼器本体とか別々に設置されるような場合では、監督者としての責任を誰がもつのかを明確にし、事前に相手側とその施工内容および監督の方法などについて、十分に打合せを行う必要があります。

また完成検査時には立会いを求めあうなど、相手側施工部分に不具合が出た場合の対処方法などについて、あらかじめ配慮しておく必要があります。

3. 特定工事の監督の要点

(1) 特定工事の監督

「ガス消費機器設置工事監督者」(液化石油ガス設備士等)は、特定工事を実地に監督し、工事完了後、表示ラベルを貼付しなければなりません。(以下の①～④を参照)

- ① 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状および能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示する。
- ② 特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督する。
- ③ 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器が技術上の基準に適合していることを確認する。
(対象機器及び具体的な調査方法については告示・通達による)
- ④ 特定工事完了後、表示ラベルを貼付する。

表示ラベルの貼付

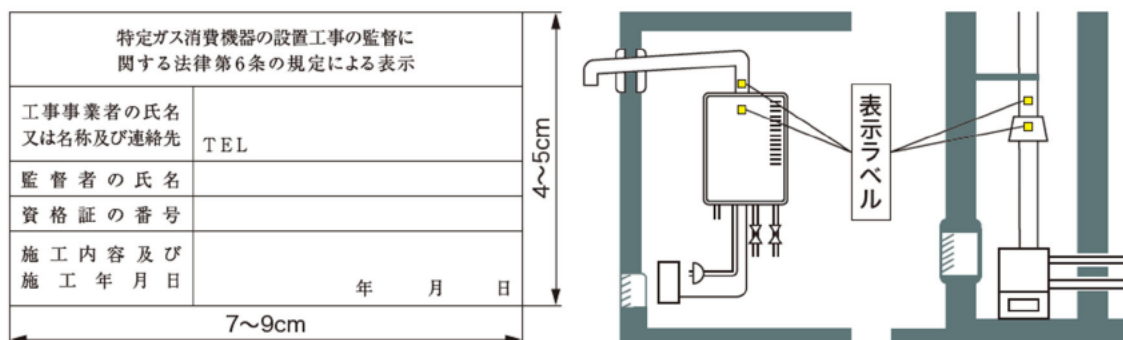
特定ガス消費機器の設置工事又は変更工事を行った場合には、工事終了後正しい施工が行われたことを確認した後、燃焼器本体と排気筒の両方を設置又は変更した場合は表示ラベル(下図参照)を2枚用意し、燃焼器本体と排気筒の見やすい位置に貼付します。

また、燃焼器交換時には既存の排気筒が技術上の基準に適合していることを確認した上で、表示ラベルの施工内容欄に「機器交換」と明記し、既に貼付されている表示ラベルに重ならない位置に新たに貼付します。

※表示ラベルの記入上の注意

1. 貼付する前に必要事項を記入する。
2. 文字は容易に消えないものとする。(黒色のボールペン・油性のサインペン・マジックペン等で記入)
3. 施工内容の記入例→機器及び排気筒設置・機器設置・機器交換・排気筒設置・排気筒交換 など

表示ラベルの貼付箇所等



	機器と排気筒等を同時に設置又は交換		機器のみ交換		排気筒等のみ交換及び位置変更		機器の設置位置の変更	
	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等
半密閉式燃焼器 (CF式・FE式)	○	○	○	—	—	○	◎	◎
密閉式燃焼器 (BF式・FF式)	○	—	○	—	◎	—	◎	—
密閉式燃焼器給排気部延長 (FF・BF-C・BF-DP)	○	○	○	—	—	○	◎	◎
ラベルの貼付位置例 ■ 新ラベル ■ 旧ラベル								

○ : 新規にラベル貼付 ◎ : 旧ラベルに重ならないよう新ラベル貼付

(2) 監督の要点

工事施工前	(1) 特定工事の施工場所、設置場所の現場確認をする。 (2) 既存のものがある場合は、既存の特定ガス消費機器の現場確認をする。 (3) (1)、(2)に基づき、技術上の基準と照合し、総合的な判断を行い、施行方法を指示する。 * 排気筒等の形状及び能力の他に安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示することが追加された。
施 工 中	特定工事の作業を現場にて監督する。特に隠ぺい部など、工事完了後に確認することが困難な場所に設置されるものは、工事の工程ごとに監督、確認をする。
工事施工完了後	特定ガスの消費機器の設計・施工上の注意事項を参考にして、機器の工事説明書に基づき、技術上の基準に適合していることを、現場にて確認する。

(3) 同一工事において監督者が変わる場合の留意点

これら特定工事施工完了後は、引渡し前に燃焼器および給排気設備が正しく作動することを監督者自身の目で確認する必要がある。例えば給排気設備と燃焼器本体とが別々に設置工事されるような場合では、監督者としての責任を誰がもつのかを明確にし、事前に相手側とその施工内容および監督の方法などについて、十分に打合せを行う必要があります。

また、完成検査時には立会いを求めるなど、相手側施工部分に不具合が出た場合の対処方法などについて、あらかじめ配慮しておく必要があります。

(4) 工事記録

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（特監法）第7条（報告の徴収）により特定工事に関する報告を求められることがあり、過去における工事図面など記録がないと正しい報告をすることができなくなるので、特定工事完了後、監督者は工事記録を作成し、保管する必要があります。工事記録内容は、特定ガス消費機器設置工事記録（例）を参照。

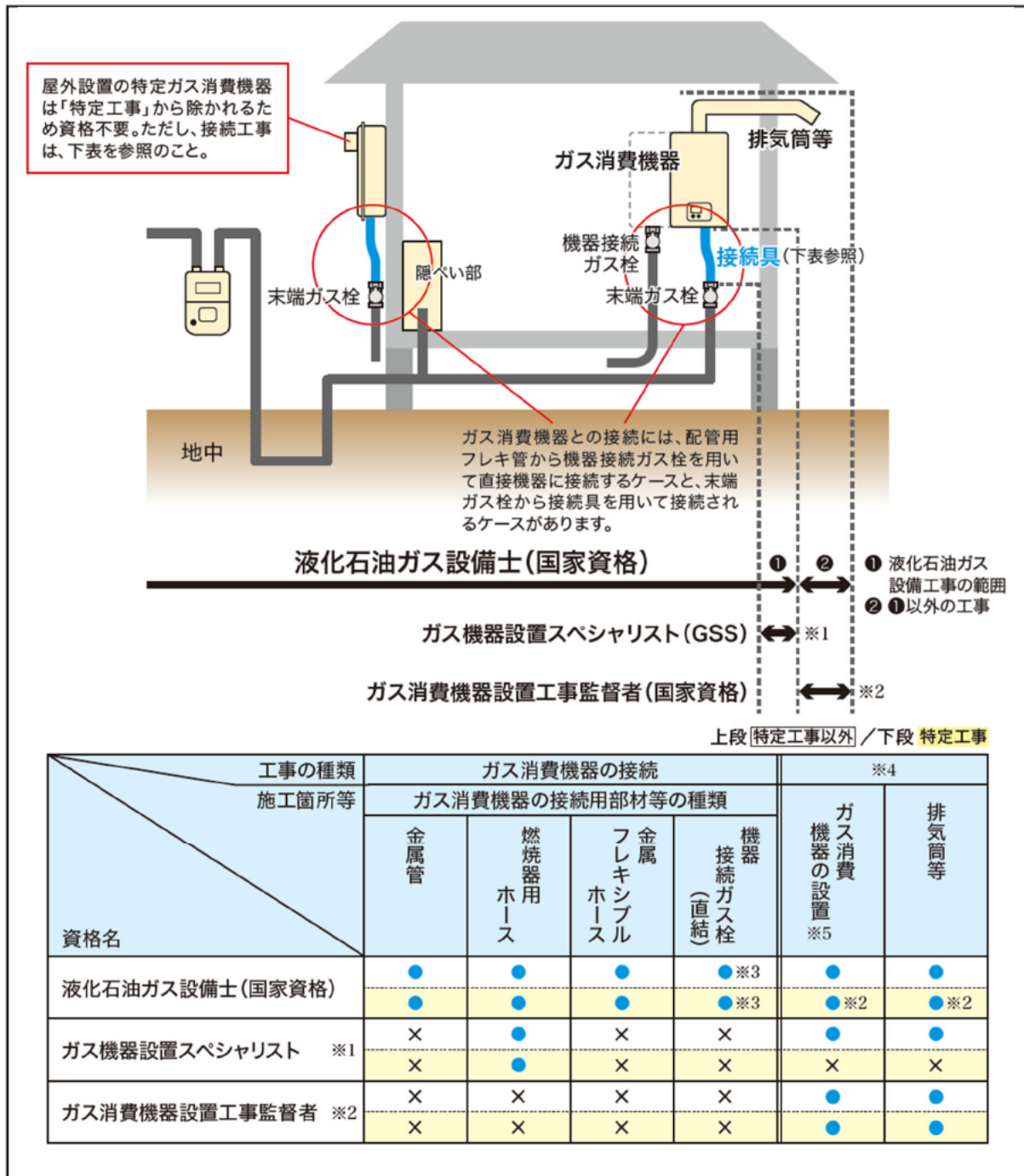
(例)

特定ガス消費機器設置工事記録（ 年 月 日作成）

お客様	氏名					
	住所 (建物名)		市	区	町	番地
申込者	TEL					
施工年月日	年 月 日					
監督者名			資格 No.			
工種	1 機械設置	2 機器交換	3 給排気部設置			
	4 給排気交換	5 排気筒設置	6 排気筒交換			
燃 焼 器	機 種	CF・FE・BF・FF	メーカー名	型式名	製造年月	
排 給 気 排 高 気 筒	使用部材	SUS304 その他（ ）				
	接続方法	ロック機構 リベット止め その他（ ）				
設置場所	1 屋内 ① 台所 ② ふろ場 ③ その他 2 屋外					
工事概要図面または写真						

LPガス機器の接続工事

LPガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、液化石油ガス設備士の国家資格が必要です。

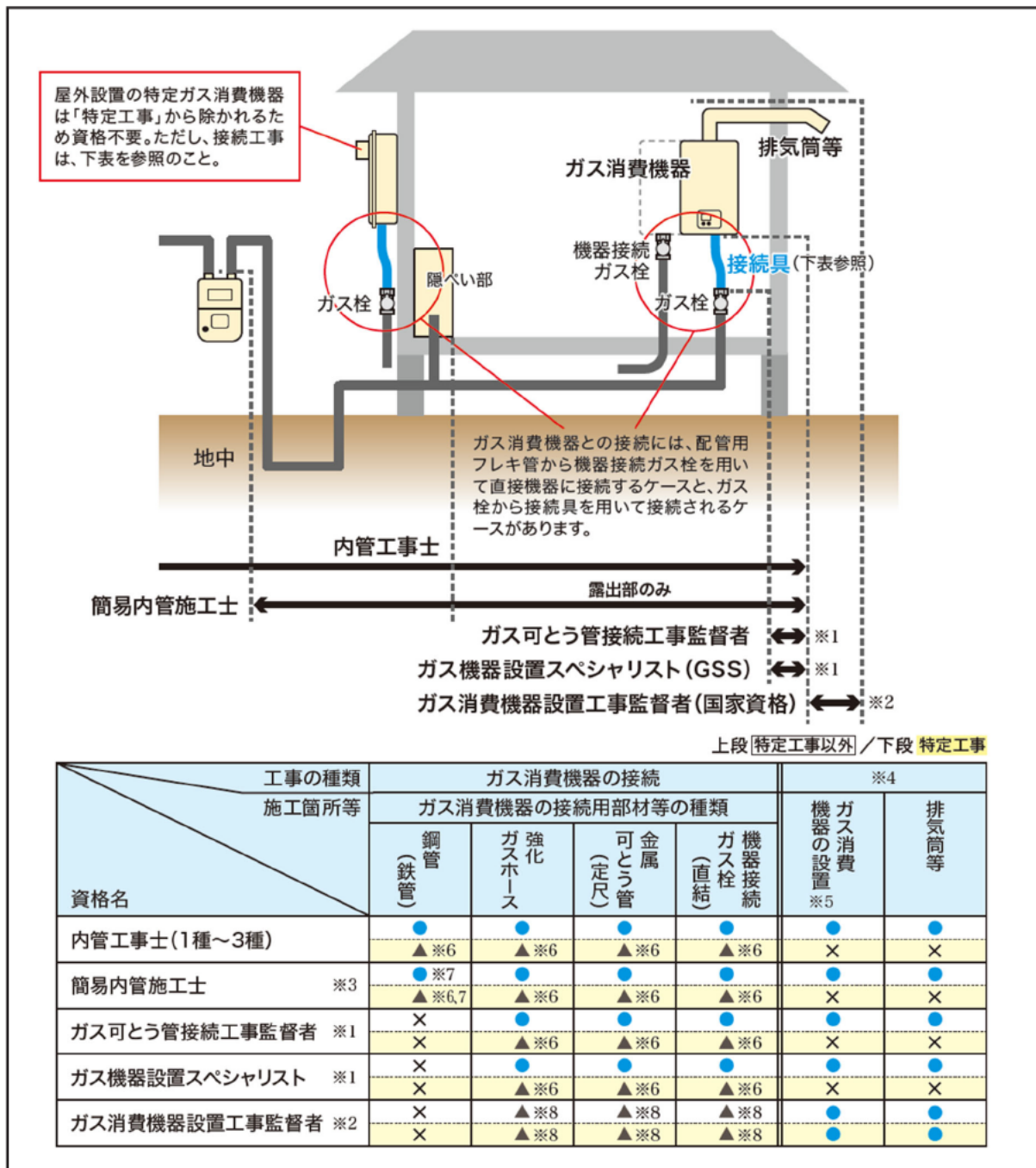


留意事項

- ※1 上図青色の部分の接続具が燃焼器用ホースに限りガス機器設置スペシャリストでも工事が可能ですが、既存の接続が燃焼器用ホース以外の接続具の場合は取り外しはできません。
- ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P.56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。
- ※3 機器接続ガス栓と配管用フレキシ管（非定尺）との接続工事は、フレキシ管講習を修了した者に限られます。
- ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器（P.56表1参照）の設置等
- ※5 接続以外の工事。接続工事は、表中「ガス消費機器の接続」によります。

都市ガス機器の接続工事

都市ガスの接続工事の場合は、使用する接続具によって必要とされる民間資格の種類が異なります。



留意事項

- ※1 ガス可とう管接続工事監督者及びガス機器設置スペシャリストの場合は、金属可とう管及び強化ガスホースを用いての接続及び機器接続ガス栓と機器との接続、取り外し工事が可能ですが、同ガス栓含むガス栓自体の取り付け・取替工事はできません。(上図)
- ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P.56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。
- ※3 16m³/h以下のマイコンメーターの下流側露出部における工事に限ります。
- ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器(P.56表1参照)の設置等
- ※5 接続以外の工事。接続は「ガス消費機器の接続」によります。
- ※6 ガス消費機器設置工事監督者の資格が併せて必要です。
- ※7 ねじ切りを伴わない作業に限定されます。工事範囲の詳細は資格講習実施機関に確認してください。
- ※8 当該接続工事は、接続に関する高度な知識・技能を有するものが行うこと。【参照：黒本第8版(P.272)基本規定29】

ガス機器の設置工事における資格

※可とう管には金属可とう管と強化ガスホースの種類があります。

資格	工事の範囲	ガスの種類	有効期限	資格講習等 実施機関
液化石油ガス 設備士 (国家資格)	●LPガスの家庭用・業務用消費者の配管工事 ①硬質管相当の接続もしくは硬質管の取り外し、硬質管の取り外しの為に硬質管を切断する工事 ②気化装置・調整器・自動ガス遮断機・バルブ・ガス栓と、硬質管を接続する工事（同一型式の交換を除く）	LPガス	初回3年、 以降5年	高圧ガス ^{※1} 保安協会
ガス機器設置 スペシャリスト	●家庭用の常設形ガス機器および付帯設備を設置する工事 ●都市ガス用ガス栓出口とガス機器とを可とう管（強化ガスホース・金属可とう管）を用いて接続する工事 ●液化石油ガス用末端ガス栓出口とガス機器とを燃焼器用ホースを用いて接続する工事 ●都市ガス用のガス機器の場合、機器接続ガス栓を用いて接続する工事	都市ガス LPガス	3年	(一財) 日本ガス機器 検査協会
ガス消費機器 設置工事監督者 (国家資格)	●特定ガス消費機器（P.55表1参照） ●特定ガス消費機器の排気筒、給排気部および当該排気筒に接続される排気扇を設置する工事 ※液化石油ガス設備士は、「ガス消費機器設置工事監督者」資格者と認められています。	都市ガス LPガス	3年	
内管工事士 (1種～3種)	●大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事（1種） ●戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事（2種） ●燃焼機器の取替え等に伴うフレキ管による軽微な増設・変更工事（3種） ●燃焼機器の取替え等に伴うねじ配管による軽微な増設・変更工事（3種の付加資格）	都市ガス	3年	
簡易内管施工士	●既設配管等におけるマイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分、ガス栓からガス機器への接続工事^{※2}	都市ガス	3年	
ガス可とう管 設置工事監督者	●ガス栓とガス機器の間をガス可とう管で結ぶ工事 ●機器接続ガス栓による接続工事	都市ガス	指定無	

※1 第一講習は除く。

※2 ねじ切りを伴わない作業に限定。詳細は、資格講習等実施機関に確認のこと。

都市ガスとLPガスで使用する接続具の名称の違い

都市ガスとLPガスでは、似た形状の接続部材でも、それぞれ専用となり名称も異なりますので、注意が必要です。

※接続方法等は、黒本*（第7版基本規定21、第8版基本規定23【接続方法の区分】）を参照。

イラストは一例です。	LPガス	都市ガス
	金属フレキシブルホース	金属可とう管（定尺）
	燃焼器用ホース	強化ガスホース

LPガス販売事業者の皆さまへ

認定LPガス 販売事業者制度

平成28年4月より新たな認定制度がスタート!

～お客さまにも事業者にもメリットの多い制度です～



認定LPガス販売事業者制度は、
集中監視システムなど高度な保安機器を導入し、
保安の高度化に積極的に取り組んでいるLPガス販売事業者を
経済産業大臣または都道府県知事が認定するものです。

LPガス販売事業者の認定要件

以下の条件のすべてを満たす認定対象消費者が一定割合以上であること

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

認定LPガス販売事業者制度の見直し①

認定要件を緩和・細分化し、現行要件の70%以上に加えて、50%以上が追加されます。

保安認定事業者(第二号認定LPガス販売事業者)

- 認定の要件** → 認定対象消費者の割合が**50%以上70%未満**であること。
- インセンティブ** → 緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

【緊急時対応】

保安機関の事業所から
半径40km以内の認定対象消費者へ
緊急時対応が可能であること
(原則30分以内に到着する距離に
適合しているものとみなされます)。



認定LPガス販売事業者制度の見直し②

ゴールド保安認定事業者(第一号認定LPガス販売事業者)

認定の要件 ・認定対象消費者の割合が**70%以上**であること。

インセンティブ ・緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

・業務主任者の選任基準の緩和 →
基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の
3分の2を減じることができる。

・4年に1回以上とされている定期供給設備点検および
定期消費設備調査の一部の頻度緩和 →
10年に1回以上とすることができる。

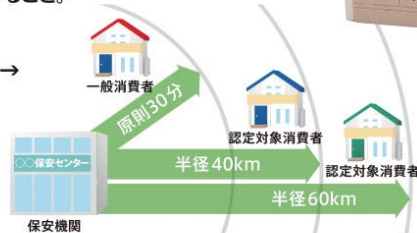


追加要件 以下のいずれかの要件を満たすと追加インセンティブを受けることができます。

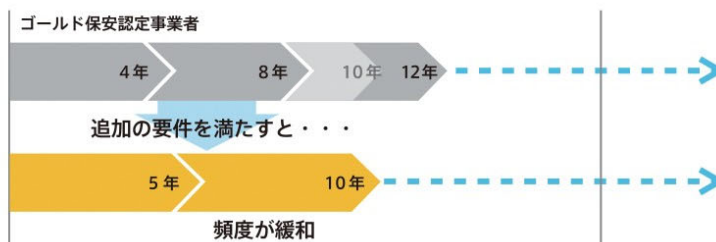
追加の要件 ・CO警報器が設置されており、
かつ、COを検知したときにガスメーターと連動して遮断できること。
・飲食店以外の一般消費者等における湯沸かし器、ふろがま、ストーブに
係る燃焼器すべてに不完全燃焼防止装置がつけられていること。
・燃焼器すべてを屋外に設置していること。



インセンティブ ・緊急時対応の要件の更なる緩和 →
60km以内を
同要件に適合しているとみなす。



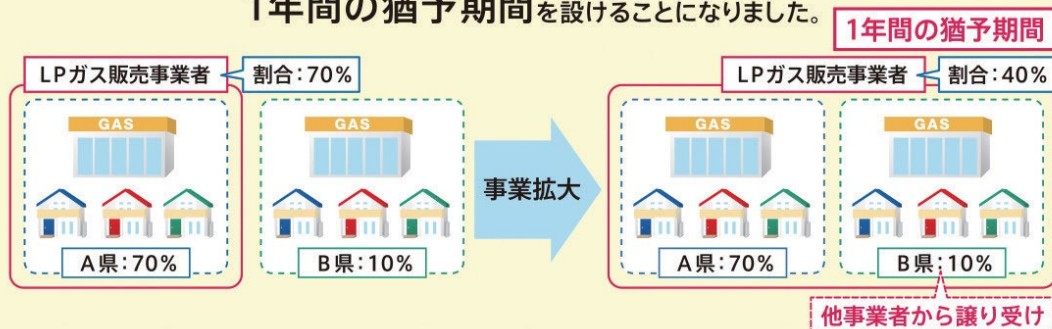
・10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた
4年に1回以上とされている定期供給設備点検および定期消費設備調査の頻度緩和 →
5年に1回以上とすることができる。



LPガス販売事業者制度の見直し③

合併などの事業承継により、集中監視システムなどを導入していない消費者が増え、要件を満たした消費者が一時的に下回った場合、

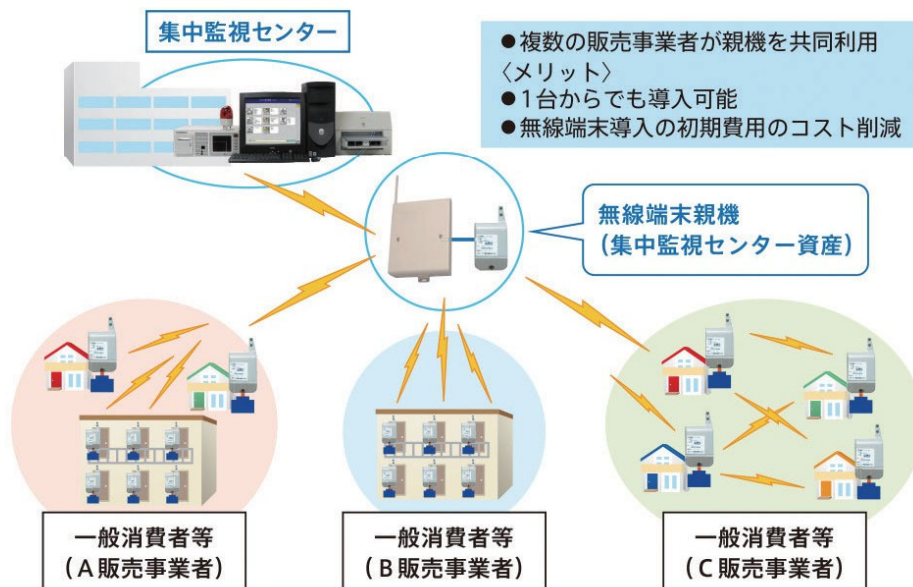
1年間の猶予期間を設けることになりました。



LPガス集中監視システムの最近の取組

保安を確保する集中監視システムは、無線端末によるシステム導入が可能となるなど、消費者の回線設備に依存しない通信インフラの整備が進んでいます。

無線端末の共同利用サービス



令和5年度
経済産業省委託事業

石油 ガス供給等保安対策調査等事業
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)

(地域保安指導事業用テキスト)
LPガス販売事業者の手引き

—法手続、役割と責務—

平成18(2006)年 初 版
令和5(2023)年 第18版

編 集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
電 話 保安技術部門 03-3436-6103
U R L <https://www.khk.or.jp/>

.....
この書籍は、国の委託事業として経済産業省から
特別民間法人高圧ガス保安協会が受託し、編集し
ました。

この書籍は、国の委託事業(安全技術普及事業
(指導事業(地域保安指導事業)))の講習に参加
される方に配布するテキストとして作成しました。